

## アンケートの回答とマンション管理適正化法の認定基準について

今回実施するアンケートの設問はマンション管理適正化法で定められたマンション管理計画認定制度における認定基準等をベースに作成しています。下表にアンケートの回答とマンション管理適正化法の認定基準を示していますので、ご自身のマンションが認定基準に合致するかどうかを確認する際に、ご活用ください。

アンケート 質問番号	認定基準に 適合する回答	マンション管理適正化法の認定基準
質問 1-1	1	管理者等が定められている。
質問 1-2	1 または 2	
質問 2-1	1	監事が選任されている。
質問 2-2	1 または 2	
質問 3-1	1	総会が年1回以上開催されている。
質問 3-2	1	
質問 3-3	1	
質問 4	1	管理規約が定められている。
質問 5	1	管理規約に、災害等の緊急時や管理上必要な時の専有部の立ち入りについての規定及び修繕等の履歴情報の管理等についての規定が定められている。
質問 6	1	管理規約に、管理組合の財務・管理に関する情報の書面の交付(または電子交付)についての規定が定められている。
質問 7	—	—
質問 8	1	管理費と修繕積立金等が明確に区分して経理が行われている。
質問 9	1	修繕積立金会計が他の会計へ充当(支出)されていない。
質問 10	1	直前の事業年度の終了日時点における修繕積立金の3ヶ月以上の滞納額が全体の1割以内になっている。
質問 11	1	長期修繕計画が「長期修繕計画標準様式」に準拠して作成されている。

アンケート 質問番号	認定基準に 適合する回答	認定基準
質問 12	1	長期修繕計画の内容やこれに基づいて算出された修繕積立金の金額について、総会で決議されている。
質問 13	1	長期修繕計画の作成または見直しを7年以内に行っている。
質問 14	1	長期修繕計画の実効性を確保するために計画期間が30年以上で、かつ、残存期間内に大規模修繕工事が2回以上含むように設定されている。
質問 15	1	長期修繕計画において将来の一時的な修繕積立金の徴収を予定していない。
質問 16	1 または 2	長期修繕計画の計画期間全体における修繕積立金の平均額(円/m <sup>2</sup> ・月)が著しく低額になっていない。
質問 17	1 または 2	計画期間の最終年度において、借入金の残高のない長期修繕計画となっている。
質問 18-1	1	管理組合がマンションの区分所有者等への平常時における連絡に加え、災害時の緊急時に迅速な対応を行うため、組合員名簿、居住者名簿を備えるとともに、1年に1回以上は内容の確認を行っている。
質問 18-2	1	
質問 19	—	—
質問 20	—	—
質問 21	—	—